

後期高齢者医療保険料の徴収猶予の考え方

(保険料の徴収猶予)

第17条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

徴収猶予は、

- ① 一時的に納付が困難な場合
- ② 条例第18条に規定する減免に該当しない場合

と考える。さらに被保険者と納付相談し、分割納付を行うことで猶予期限到来後には完納できるようにすることと考える。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

◆ 基準日

- ・災害が発生した日

◆ 対象保険料

- ・災害が発生した日の属する月から起算して6箇月間における所得割額及び均等割額

◆ 条件

- ・被保険者又はその世帯の属する世帯主が所有し、居住している住宅又は家財に損害を受けた場合。
- ・官公庁などが発行する罹災証明書等、その他必要な書類を提出してもらう。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと又はその者及び被保険者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

◆ 基準日

- ・ 申請日

◆ 対象保険料

- ・ 申請日の属する月から 6 箇月における所得割額及び均等割額

◆ 条件

- ・ 死亡、長期入院などにより所得の減少が明らかで納付が困難となったとき。
- ・ 過年度賦課分についても同様の取り扱いとする。
- ・ 入院証明書、身体障害者手帳等、所得減少を証明できる書類

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

◆ 基準日

- ・ 申請日

◆ 対象保険料

- ・ 申請日の属する月から 6 箇月における所得割額及び均等割額

◆ 条件

- ・ 事業の休廃止、失業などにより所得の減少が明らかで納付が困難となったとき。
- ・ 過年度賦課分についても同様の取り扱いとする。
- ・ 雇用保険受給証明書等、所得減少を証明できる書類

(4) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

- ◆ 基準日
 - ・ 申請日
- ◆ 対象保険料
 - ・ 申請日の属する月から 6 箇月における所得割額及び均等割額
- ◆ 条件
 - ・ 自然災害などにより所得の減少が明らかで納付が困難となったとき。
 - ・ 過年度賦課分についても同様の取り扱いとする。
 - ・ 干ばつ等の災害による農作物等の不作、不漁等についてはこれを証明できる書類

(5) その他特別な事情があるとき。

例えば、減免申請の意思表示があり、減免基準に該当する見込みの者で、減免申請に必要な書類を揃えることが時期的に困難な場合、揃えられる期間までを猶予する場合などに適用する。

- ◆ 基準日
 - ・ 申請日
- ◆ 対象保険料
 - ・ 申請日の属する月から 6 箇月間における所得割額及び均等割額

後期高齢者医療保険料の減免の考え方

(保険料の減免)

第18条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

「必要が認められるもの」とは、「保険料の納付が困難になった場合」であり、各号に定める特別な理由を要件として当該保険料を対象に罹災の程度や所得減少を基に減免するものである。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

被保険者又はその世帯の属する世帯主が所有し、居住している住宅又は家財に損害を受けた場合を想定している。

- ◆ 基準日
 - ・ 災害が発生した日
- ◆ 対象保険料
 - ・ 災害が発生した日の属する月から起算して1年間における所得割額及び均等割額
- ◆ 条件
 - ① 被保険者又はその世帯の属する世帯主が所有し、居住している住宅又は家財に損害を受けた場合。
 - ② 損害保険等により補填される場合は、その金額を除く。
 - ③ 官公庁などが発行する罹災証明書等、その他必要な書類を提出してもらう。
- ◆ 減免期間
 - ・ 災害が発生した日の属する月から1年間

◆ 減免率

前年中の世帯の 合計所得金額の合算額 \ 損害の程度	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上
200万円以下	2分の1	全部
200万円を超え 400万円以下	4分の1	2分の1
400万円を超え 600万円以下	8分の1	4分の1

◆ 算定方法

- ① 減免額は、本算定後の年間保険料を月割し、災害が発生した日の月から1年間の均等割額、所得割額に、当該資産損害率に応じた保険料減免率を乗じて得た額（1円未満切り上げ）とする。
- ② 納付済み額が減免後の金額を超えていた場合は、その差額を還付する。
- ③ 過年度賦課分の算定についても、同様とする。

- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者及び被保険者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

世帯主の死亡、被保険者、世帯主の障害、入院という心身にかかる事故を原因として事業所得・給与所得等が減少した場合

◆ 基準日

- ・申請日

◆ 対象保険料

- ・申請日の属する当該年度に賦課された所得割額及び均等割額

◆ 条件

- ① 死亡、長期入院などの事実発生があれば、ただちに減免するものではなく、それらの事実が直接の要因となって所得が減少し、納付が困難となった場合。
- ② 所得割額の減免は、被保険者、世帯主、その他の被保険者の当該年総所得見込み金額の合計額が、被保険者、世帯主、その他の被保険者の前年総所得金額の合計額と比較して、30%以上減少する場合に適用する。
- ③ 均等割額の減免は、被保険者、世帯主、その他の被保険者の当該年輕減対象所得見込み金額の合計額（以下「当該年総所得見込み金額の合計額」という。）が、同前年輕減対象所得金額の合計額（以下「前年輕減対象所得金額の合計額」という。）と比較して減少し、後期高齢者医療条例第14条に規定する「所得の少ない者に係る保険料の減額」の各号の均等割額軽減基準に該当する場合に適用する。
- ④ 前年に譲渡所得又は一時所得があつたが、当該年に同所得がないため、当該年総所得見込み金額が前年の所得と比較して30%以上減少した者については減免の対象としない。ただし、当該譲渡所得又は一時所得を借入金に充て、しかも活用資産形成がない場合は除く。この場合は、事実確認ができる書類の添付が必要となる。なお、一時所得には、損害保険金、損害賠償金、慰謝料等税外収入は含まれない。
- ⑤ 過年度賦課分については、当該年総所得見込み金額の合計額が、前々年総所得金額の合計額と比較することとし、その他は、上記の条件と同様の取り扱いを行う。

◆ 減免率

① 所得割額

世帯の総所得見込み金額の合計額の減少の割合 前年中の世帯の合計所得金額の合計額	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上
200万円以下	2分の1	4分の3

200万円を超え 400万円以下	4分の1	2分の1
400万円を超え 600万円以下	8分の1	4分の1

② 均等割額

当該年輕減対象所得見込み金額の合計額が、前年輕減対象所得金額の合計額と比較して減少し、かつ7割、5割、2割軽減基準に該当する場合は、その額を減免する。

◆ 算定方法

① 所得割額

減免額は、所得割額（年額）に、当該年総所得見込みの金額の合計額に応じた所得割額減免率を乗じて得た金額（1円未満切り上げ）とする。

② 均等割額

均等割額（年額）の軽減額を算定し、年額から減じる。

③ 過年度賦課分の算定についても、同様とする。

④ 納付済み額が減免後の金額を超えていた場合は、その差額を還付する。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

前号の心身にかかる要件ではなく、事業等の休廃止、失業等、社会的経済的な要因によって収入が減少した場合

◆ 基準日

- ・申請日

◆ 対象保険料

- ・申請日の属する当該年度に賦課された所得割額及び均等割額

◆ 条件

- ① 事業の休廃止、失業などの事実の発生があれば、ただちに減免するものではなく、それら事実が要因となって所得が減少し、納付が困難に

なった場合。

- ② 所得割額の減免は、当該年総所得見込み金額の合計額が、前年総所得金額の合計額と比較して、30%以上減少する場合に適用する。
- ③ 均等割額の減免は、当該年総所得見込み金額の合計額が、前年輕減対象所得金額の合計額と比較して減少し、後期高齢者医療条例第14条に規定する「所得の少ない者に係る保険料の減額」の各号の均等割額軽減基準に該当する場合に適用する。
- ④ 前年に譲渡所得又は一時所得があったが、当該年に同所得がないため、当該年総所得見込み金額が前年の所得と比較して30%以上減少した者については減免の対象としない。ただし、当該譲渡所得又は一時所得を借入金に充て、しかも活用資産形成がない場合は除く。この場合は、事実確認ができる書類の添付が必要となる。なお、一時所得には、損害保険金、損害賠償金、慰謝料等税外収入は含まれない。
- ⑤ 過年度賦課分については、当該年総所得見込み金額の合計額が、前々年総所得金額の合計額と比較することとし、その他は、上記の条件と同様の取り扱いを行う。

◆ 減免率

① 所得割額

世帯の総所得 見込み金額の合計 額の減少の割合 前年中の世帯の 合計所得金額の合計額	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上
200万円以下	2分の1	4分の3
200万円を超え 400万円以下	4分の1	2分の1
400万円を超え 600万円以下	8分の1	4分の1

② 均等割額

当該年輕減対象所得見込み金額の合計額が、前年輕減対象所得金額の合計額と比較して減少し、かつ7割、5割、2割軽減基準に該当する場合は、その額を減免する。

◆ 算定方法

① 所得割額

減免額は、所得割額（年額）に、当該年総所得見込みの金額の合計額に応じた所得割額減免率を乗じて得た金額（1円未満切り上げ）とする。

② 均等割額

均等割額（年額）の軽減額を算定し、年額から減じる。

③ 過年度賦課分の算定についても、同様とする。

④ 納付済み額が減免後の金額を超えていた場合は、その差額を還付する。

(4) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

第1次産業従事者の収入が、自然災害を原因として減少した場合

◆ 基準日

- ・ 申請日

◆ 対象保険料

- ・ 申請日の属する当該年度に賦課された所得割額及び均等割額

◆ 条件

- ① 自然災害の事実の発生があれば、ただちに減免するものではなく、それらの事実が要因となって所得が減少し、納付が困難になった場合。
- ② 所得割額の減免は、当該年総所得見込み金額の合計額が、前年総所得金額の合計額と比較して、30%以上減少する場合に適用する。
- ③ 均等割額の減免は、当該年総所得見込み金額の合計額が、前年輕減対象所得金額の合計額と比較して減少し、後期高齢者医療条例第14条に規定する「所得の少ない者に係る保険料の減額」の各号の均等割額軽減基準に該当する場合に適用する。
- ④ 前年に譲渡所得又は一時所得があったが、当該年に同所得がないため、当該年総所得見込み金額が前年の所得と比較して30%以上減少した者については減免の対象としない。ただし、当該譲渡所得又は一時所得を借入金に充て、しかも活用資産形成がない場合は除く。この場合は、

事実確認ができる書類の添付が必要となる。なお、一時所得には、損害保険金、損害賠償金、慰謝料等税外収入は含まれない。

- ⑤ 過年度賦課分については、当該年総所得見込み金額の合計額が、前々年総所得金額の合計額と比較することとし、その他は、上記の条件と同様の取り扱いを行う。

◆ 減免率

① 所得割額

前年中の世帯の合計所得金額	減額又は免除の割合
200万円以下であるとき	10分の9
200万円を超え400万円以下であるとき	10分の8
400万円を超え600万円以下であるとき	10分の5

② 均等割額

当該年輕減対象所得見込み金額の合計額が、前年輕減対象所得金額の合計額と比較して減少し、かつ7割、5割、2割軽減基準に該当する場合は、その額を減免する。

◆ 算定方法

① 所得割額

減免額は、所得割額（年額）に、当該年総所得見込みの金額の合計額に応じた所得割額減免率を乗じて得た金額（1円未満切り上げ）とする。

② 均等割額

均等割額（年額）の軽減額を算定し、年額から減じる。

③ 過年度賦課分の算定についても、同様とする。

④ 納付済み額が減免後の金額を超えていた場合は、その差額を還付する。

(5) その他特別な事情があるとき。

刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された期間（給付制限を受ける期間。高齢者医療確保法第89条）にかかる保険料の減免を想定している。

◆ 基準日

- ・ 申請日

◆ 対象保険料

- ・ 給付制限を受けていた期間の所得割額及び均等割額

◆ 条件

- ① 在監証明書の提出によって拘禁期間を確認し、基準日から遡及（最長2年間）して減免する。
- ② 期間の算定は、拘禁された日の属する月から拘禁されなくなった日の属する月の前月までとする。

◆ 減免率：100%

◆ 算定方法

- ① 減免対象保険料は、年間保険料を月割りした金額に拘禁期間を乗じて得た金額とする。
- ② 特別徴収によって納付済み額が減免後の金額を超えていた場合は、その差額を還付する。